

令和7年度事業計画

I 活動の基本方針

1. 法人会の理念に則り、法人会の原点である「税」を主体とする各種施策に取り組むこととし、税制改正提言の積極的活動、租税教育活動の一層の拡充、税務コンプライアンスやガバナンスの更なる向上に重点を置き、推進に当たっては、税務当局並びに行政庁との連携を密にした事業を展開する。

そして、法人会の組織活性化や充実した事業活動を行うため、会員増強や福利厚生制度の推進に取り組み、組織・財政基盤の強化を図る。

2. 法人会は、「税」に関わる唯一の団体であり、県内単位会、東京国税局管内法人会連合協議会、全国法人会総連合、友誼団体等との密接な連携を図りつつ、組織の拡充と会員の積極的な相互啓発を支援し、研修内容の更なる充実と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する事業活動の推進に努める。

II 主な事業計画

1. 公益目的事業の推進

(1) 税制改正への提言

税のオピニオンリーダーとして、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化に資する税制をはじめ、我国の将来を展望する建設的な提言に努める。

- ① 令和8年度税制改正要望事項を千葉県内選出の国会議員並びに自治体の首長・議長に対して積極的にその実現に向け要望を行う。
- ② 全法連が開催する全国大会及び税制セミナー等に積極的に参加する。

(2) 社会貢献・租税教育活動

多彩な活動が展開されている各単位会の社会貢献と青年部会の「租税教育活動」並びに女性部会の「絵はがきコンクール」等の「税知識の普及に資する事業」について、事業活動の情報収集・提供に努め、各会の推進活動を支援する。

(3) 研修活動の充実

研修活動は会員の自己啓発を支援するための事業であり、一般社団法人の特質を生かし、会員企業向けの研修・講演会や事務局向けの研修等の開催を企画・実施する。

- ① 経済の構造変化や昨今の情報化の進展により、多様化する会員のニーズを踏まえて研修内容の充実を図り、当会にふさわしい研修活動の推進に努める。
- ② 税務コンプライアンスやガバナンスの更なる向上に向け、法人会自主点検チェックシートの利用促進に努める。
- ③ 14単位会と連携を図り、会員向けの新たな研修(合同オンライン研修)を実施する。
- ④ 全法連主催の各種セミナー等に積極的に参加する。

(4) 広報活動の充実

税の啓発に資する税務知識の普及、納税意識の高揚等、税務行政への協力のための広報

活動を積極的に展開し、会員増強及び組織強化に関する広報活動についてもその充実強化に努める。そして、法人会のイメージアップ並びに知名度向上等を図るため、市中新聞、ポスター等を通じてPR活動に努めると共に、ホームページの充実を図り、より迅速かつタイムリーな広報を目指す。

また、法人会アンケート調査システムについては、アンケート送信対象者の拡大を図るとともに、回答数の増加に努める。

(5) e-Tax、キャッシュレス納付の利用推進

税務行政のデジタルトランスフォーメーションの実現に協力すべく、各種申告・納税における、e-Tax、キャッシュレス納付の周知広報を行うと共に、事業者のデジタル化に向けた支援を行う。

(6) 関連機関との連携強化

東京国税局との連絡協議会の開催、また千葉県税理士会や一般社団法人千葉県青色申告会連合会等の関係団体との連絡協調を一層密にするよう努める。

また、千葉県総務部税務課並びに政策法務課と緊密な連絡を図り、地方税を主とした税務行政への一層の協力と各単位会の健全な運営に必要な情報の入手に努める。

2. 組織・財政基盤の確立

(1) 組織の充実・強化

① 会員増強

全ての単位会が会員数の純増を目標に、積極的な会員増強を図るとともに会員の退会防止に努めることにより、会員数の堅持並びに財政基盤の強化に努め法人会一体となって会員数4万社の回復を目指す。

ア 「会員増強統一月間」運動の実施

イ 「年間会員増強」運動の実施

ウ 福利厚生制度取扱会社及び関係機関との連携強化による会員増強の推進

エ 法人会入会勧奨に関する資料の作成及び配布

オ その他、会員増強に関する取組

② 組織強化

各法人会活動の基盤である組織の確立強化を支援する。

ア 法人会組織活動の充実強化に関する助成

イ 組織強化に関する全法連資料及び情報の収集・提供

ウ 事務局職員を対象とした研修の実施

エ その他、組織強化に関する事業

③ 単位会支部組織の充実

単位会における支部組織（支部・地区等）は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動、さらには会員増強運動を展開するために不可欠である。

このため、中長期的指針としての「支部組織のあり方」に基づき、支部組織のより一層の充実を図る。

④ 青年・女性部会活動の充実

ア 青年部会連絡協議会では、「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実に取り組むとともに、「部会員増強運動」並びに「福利厚生制度」の普及を引続き推進し、青年部会の組織基盤の強化を図る。

また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、引続き積極的に支援すると共に、第2の柱となる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の取り組みについても協力する。

イ 女性部会連絡協議会では、「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

特に、租税教育をはじめとする税の啓発活動を積極的に推進し、全法連女性連協の「税に関する絵はがきコンクール」の実施を全面的に支援する。そして、各単位会の代表作品をカレンダー化し、法人会のPR活動を展開する。

また、環境活動への取り組みとして、節電対策「いちごプロジェクト」を地域の実情に応じ推進するとともに、新たな事業となる「食品ロス」への取り組みに対し支援する。

(2) 諸会議の開催

- ① 定時総会の開催
- ② 理事会の開催
- ③ 総務委員会の開催
- ④ 組織委員会の開催
- ⑤ 税制委員会の開催
- ⑥ 広報委員会の開催
- ⑦ 研修委員会の開催
- ⑧ 厚生委員会並びに健康経営推進PT会議の開催
- ⑨ 青年部会連絡協議会の開催
- ⑩ 女性部会連絡協議会の開催
- ⑪ 事務局長会議の開催
- ⑫ その他必要に応じた迅速な会議の開催

(3) 福利厚生制度の推進

福利厚生制度の保険料は、法人会を支える貴重な運営資金(事務手数料)に直結しており、安定した業務運営には欠かせない財源となっている。引続き全法連福利厚生制度取扱三社である大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、重点推進施策を中心とした活動を展開する。そして、各社独自の施策に対して協力するとともに、福利厚生制度の充実と拡大を目指すと同時に、連絡協議の場を充実させ、全法連の表彰制度の実施と合わせ以下の施策を展開する。

- ① 各種福利厚生制度の普及・推進
- ② 福利厚生制度推進連絡協議会（県連・単位会）の開催
- ③ 福利厚生制度推進大会（全体会）の開催
- ④ 法人会事務局職員全法連共済制度の活用